

富士吉田市告示第 90 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、又は居所が明らかでないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び富士吉田市税条例（昭和 29 年条例第 29 号）第 18 条の規定により公示送達する。

なお、本書類は富士吉田市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 7 年 4 月 25 日

富士吉田市長 堀内 茂

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 送達すべき書類の名称 | 差押調書（謄本）、配当計算書、充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者の氏名 |  |
| 3 送達を受けるべき者の住所 |  |